

「ショッピングセンター藤三」変更届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ショッピングセンター藤三
所在地 呉市広本町10269番地外

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位 置	収容台数
建物東側平面駐車場	47台
建物東側立体駐車場	164台
合 計	211台※

※駐車場整備台数211台の内175台を来客用の届出台数とする。

(変更後)

位 置	収容台数
建物東側平面駐車場	68台
建物東側立体駐車場	146台
建物北東側身体障害者駐車場	1台
合 計	215台※

※駐車場整備台数215台の内175台を来客用の届出台数とする。

② 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

位 置	収容台数
建物東側	70台
建物北東側	11台
建物北東側	60台
建物北西側	28台
合 計	169台

(変更後)

位 置	収容台数
建物北東側	40台
建物北西側	42台
建物東側	22台
建物東側	18台
建物東側	9台
建物東側	38台
合 計	169台

③ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

位 置	収容台数
建物南側	2 6 m ³
建物北側	5 m ³
建物北側	1 1 m ³
合 計	4 2 m ³

(変更後)

位 置	収容台数
建物南側	8 m ³
建物北側	5 m ³
建物北側	1 1 m ³
建物南側	2 0 m ³
合 計	4 4 m ³

※整備容量合計 4 4 m³の内 4 2 m³を届出容量とする。

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

位 置	出入口区分	備 考
駐車場南東側	入 口	※
駐車場北東側	出入口	-

※仮設店舗建設に係る工事中は、状況により駐車場北東側を利用する。

(変更後)

位 置	出入口区分	備 考
駐車場南東側	入 口	-
駐車場北東側	出入口	-
駐車場西側	出入口	-
駐車場東側	出入口	-

3 変更する年月日

令和元年 1 1 月 1 3 日

4 軽微変更適用申出書（呉市大規模小売店舗立地法運用に係る事務処理要綱第 9 条第 1 項）

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ① 駐車場の位置及び収容台数
- ② 駐輪場の位置及び収容台数
- ③ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

5 説明会掲示適用申出書（呉市大規模小売店舗立地法運用に係る事務処理要綱第 1 2 条第 1 項）

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ① 駐車場の位置及び収容台数

② 駐輪場の位置及び収容台数

③ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

6 変更する理由

店舗建替えに伴う変更のため

7 届出年月日

令和元年10月23日

8 届出の縦覧場所

呉市産業部商工振興課（呉市中央四丁目1番6号）

呉市広市民センター（呉市広古新開二丁目1番3号）

9 届出を縦覧することができる期間及び時間帯

(1) 期 間 本日から令和2年2月28日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(2) 時間帯 午前9時から正午まで及び午後1時から5時まで

10 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に市に対し、次のとおり意見を提出することができます。

(1) 提出期限

令和2年2月28日

(2) 提出先

呉市産業部商工振興課